

はしがき

本書は初学者の方を対象に社会保険の実務をわかりやすく解説したものです。著者として配慮したことは、「いかにわかりやすく」「実務で役立つ本」ということです。

したがって、次の点に特徴があります。

1. 社会保険の基本的な仕組みの解説に重点をおいています。
2. 社会保険の仕組み、書式の順序を、採用から退職までというように、実際の実務に則し、ヨコ割にして理解しやすいようにしてあります。
3. 図解や図表をできる限り多用し、社会保険の仕組み・書式の作成をわかりやすく理解できるように工夫しています。

ひとつ例を挙げましょう。

「サラリーマンが社内で工作中、仕事に関する資料をコピー室でコピーする為に階段を降りる途中つまづいて足首を捻挫し病院で診察・治療等を受けた時に健康保険の被保険者証（カード）は使えますか？」という質問です。

正解は×です。工作中的のケガの場合（業務上災害）には労災保険が適用されるからです。健康保険はあくまでも業務上・通勤災害以外の場合（私傷病）に適用になります。

本書ではこの仕組みを次のように解説しています（本文28ページ参照）。



社会保険の災害別の適用範囲

	業 務 上	通 勤 途 上	業 務 外
健 康 保 険	×	×	○
厚 生 年 金 保 険	○	○	○
労 災 保 険	○	○	×

しかし、社会保険のセミナーでこの質問を冒頭にしますと、参加者の約6～8割の人が使用可（つまり○）と回答する人が多いのです。そういう私も社会保険労務士の受験勉強をする前までは病院に行く時には負傷原因に関わらず健康保険の被保険者証（カード）は絶対に忘れてはいけないものと考えていましたので間違って回答する人の気持ちが悪くわかるのです。更にこの問題を医療費の自己負担、給付の面を中心に解説したものが次のものです（本文29ページ参照）。

労災保険と健康保険の給付の相違点

Aさん（44歳）……給与（月額45万円・給付基礎日額15,000円
標準報酬日額14,670円）妻（42歳）、子供なし

	医療費 自己負担	労基法第19条 (解雇制限適用)	休業	死亡
労災保険	無	○ (但、通勤災害 は関係なし)	休業（補償）給付 (特別支給金含) 60%+20%=80% 1日=12,000円 (治るまで)	葬祭料 給付基礎日額 (最低60日) 90万円
健康保険	30%	×	傷病手当金 標準報酬日額 の3分の2 1日=9,780円 最長1年6カ月	埋葬料 定額 一律5万円

	死亡	死亡	障害
労災保険	遺族特別支給金 (一時金) 300万円	遺族（補償）年金 (給付基礎日額) 153日分 年金額299万円5千円 再婚・死亡する迄	障害（補償）年金 (1級～7級) 障害（補償）一時金 (8級～14級)
健康保険	×	×	×

労働基準法第19条（解雇制限）

① 使用者は、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。

ただし、使用者が第81条の規定によって打切補償を支払う場合または天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りではない。

医療費の自己負担、給付の面だけではありません。業務上災害（労災保険）の場合は、労働基準法第19条の解雇制限が適用されます。この規定を読んで理解出来ることは労働者保護の規定だということです。したがって健康保険が適用になるのではなく労災保険が適用されると

いうことはいろいろな面で「天と地」の差があるのです。これが社会保険の本質です。

また、業務上災害で死亡した場合は労災保険から遺族補償年金、厚生年金保険から遺族厚生年金と2つの遺族年金が支給されますが、業務外災害ですと厚生年金保険から遺族厚生年金だけということになります（本事例の場合、18歳未満の子がいる場合には遺族基礎年金も支給されます）。したがって、業務上災害なのか業務外災害なのかが裁判で争われることも少なくありません。それが「過労死」「過労自殺」「精神疾患」の問題です。本書ではそこまで詳細に記述する余裕はありませんでしたが、ぜひそのような本質的問題が社会保険には潜んでいることを知って正しく社会保険の実務が理解できることを切に願っています。

鶴岡 徳吉

第1章

社会保険制度の 仕組み



1

公的保険とは

(1) 憲法第25条「生存権」と公的保険

憲法第25条第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されています。

公的保険とは

公的保険とは、疾病・負傷、休業、障害、死亡、老齢などのリスク（保険事故）から私達国民の生活を保障する社会保障制度です。

公的保険は、このように憲法第25条で定められた「生存権」を具現化するためのものです。

「保険」という制度は、私たちが病気になったりケガをしたり、また死亡などの万一の場合に備えてみんなで保険料を出し合いお互いを救済しようとするものですが保険には国による公的年金と民間会社などによる私的保険があります。

現在我が国の公的保険は介護保険を含め11種類あります。

●11種類の公的保険

(1) 一般の労働者、OLなど	① 健康保険 ② 厚生年金保険 ③ 国民年金 ④ 労働者災害補償保険（労災保険） ⑤ 雇用保険
(2) 自営業者、自由業など	⑥ 国民健康保険 ③ 国民年金

(3) 公務員・教職員など	⑦ 国家公務員共済組合 ⑧ 地方公務員等共済組合 ⑨ 日本私立学校振興・共済事業団 ⑩ 国民年金
(4) 船員	⑩ 船員保険 ② 厚生年金保険 ③ 国民年金
(5) 日雇労働者	① 健康保険（日雇特例被保険者） ③ 国民年金 ④ 労災保険 ⑤ 雇用保険（日雇労働被保険者）
	⑪ 介護保険（40歳以上の全国民）

(1) サラリーマン、OL等の被用者の場合

	公的保険	給付内容	窓口
社会保険	健康保険	業務災害・通勤災害以外の病気・けが、死亡、出産	年金事務所または全国健康保険協会
	厚生年金保険	老齢、障害、遺族	
労働保険	労災保険（労働者災害補償保険）	業務災害・通勤災害による病気・けが、障害、遺族	労働基準監督署
	雇用保険	失業等（雇用継続、教育訓練に伴う給付等もある）	公共職業安定所

(2) 自営業、自由業等の場合

公的保険	給付内容	窓口
国民健康保険	医療保険	各市区町村役場
国民年金	年金保険（老齢、障害、遺族）	

(3) 公務員の場合

短期給付	医療保険	各種共済組合
長期給付	年金保険（退職、障害、遺族）	